

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 職員の退職手当に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構(以下「支援機構」という。)の職員に対する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、支援機構の職員(支援機構組織規程第5条に定める職にある者で任期付で任用された職員は除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し支給する。ただし職員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

(1) 懲戒による免職

(2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職

(退職手当の額)

第3条 職員が退職又は死亡した場合における退職手当の額は、職員の職位に応じたポイント(別表)に在職年数を乗じたポイント累計にポイント単価を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、解散又は事業の縮小により職員を解雇した場合における退職手当の額は、その都度理事会の議決を経て理事長が定める。

(退職手当の特例)

第4条 55歳を超える職員より、退職の申し出(退職する日の6月前までに退職の申し出をした職員に限る。)がある場合の退職手当の額は、退職する日から定年に達するまでの年の1年に付き100ポイントを前条の規定によるポイント数に加算することができる。

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱)

第5条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし禁固以上の刑に処せられなかったときは、第3条第1項の規定により計算していた額を退職手当として

支給する。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職し又は死亡した日の属する月までの年月数(別に定めるところにより職員として勤続した期間に通算される期間を含む。)による。ただし当該期間のうちに、支援機構就業規則(以下「就業規則」という。)第45条第2項第1号及び第2号の規定による休職期間若しくは、就業規則45条第3項の規定による停職の期間があるときは、100分の50の割合を、就業規則45条第2項第3号の規定による休職の期間(被選挙権の行使による休職の期間を除く。)があるときは、休職事由により、その都度定める割合を乗じて得た日数を控除する。

2 前項の規定による在職期間の1年に満たない勤続期間(端数月)は、月数按分にて等級ポイントを計算するものとする。

また、累計ポイントで1未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

3 関係行政機関等から派遣された職員で、支援機構職員の身分を合わせ有した期間は、勤続期間に算入しない。

4 理事長の命を受け、支援機構を退職し、引き続き市町村の任期付職員となり、当該市町村を退職後、引き続き支援機構職員となった者については、市町村職員として勤続した期間を支援機構に勤続した期間に通算する。ただし、市町村から支給された退職手当がある場合は、別に定めるところにより、第3条で規定する退職手当の額から当該手当の額を差し引くものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む)。

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡時主として、その収入によって生計を維持していたもの。

(3) 前号に掲げるものの外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げるものが退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げるもののうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。ただし、この場合においては、その総代者に一括して支給することができる。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを1円に切り上げるものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成20年4月1日施行の「財団法人ふくしま市町村建設支援機構職員の退職手当に関する規程」(以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成21年5月31日に在職する職員がこの規程の施行の日以後退職した場合の退職手当の額は、平成21年5月31日に退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧規程により計算した退職手当の額(平成21年5月31日が属する年度を初年度として毎年、前年の退職手当の額から100分の5の割合を減じた額)が、改正後の財団法人ふくしま市町村支援機構職員の退職手当に関する規程による退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

別表（第3条関係）

1 職位とポイント

職 位		ポイント数 (年間)
21.4.1 以降	21.3.31 以前	
局長		100
部長	部長	80
課長・所長	総括参事 所長(19.4～21.3)	60
副課長 管理官	グループ参事 課長 副参事 所長(元.4～15.3) 主幹	50
専門技師 主任主査	上席主査 課長代理 所長代理 主任主査	30
主任技師 主 査	主査	20
副主任技師 副主査	副主査 主任	15
技師 主事	主事 副主事・副技師	10
	主事補・技師補	5

2 ポイント単価

ポイント単価は10,000円とする。